

千葉市公告第348号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年5月14日

千葉市長 熊谷俊人

1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

(1) 委託名称

次期救急情報共有システム開発業務委託

(2) 委託案件の仕様書等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

千葉市消防局・中央消防署及び本市が指定又は承認する場所

(5) 予定価格

予定価格は、9,738,608円（消費税及び地方消費税〔10%〕相当額含む。）とする。

なお、算定根拠は公表しない。

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去に本システムと同種のシステム開発実績を有すること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下、「ISMS」という。）適合評価制度に

基づく I S M S 認証又はこれと同等の認証を取得しているか、若しくは同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。

(5) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記(1)及び(2)の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記(3)の要件を満たしていること。

ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。

エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 契約事務担当課

〒260-0054

千葉市中央区長洲1-2-1

千葉市消防局警防部救急課

電話 043-202-1657 (直通)

電子メール kyukyu.FPD@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等

(1) 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 配布場所等 公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

イ 提出場所等 公告の日から令和元年5月27日(月)までに、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和元年5月24日(金)の午後5時までに書留郵便にて必着とする。

(2) 入札参加資格確認審査の結果について、申請者宛てに入札参加資格確認結果通知書を令和元年5月27日(月)までに簡易書留郵便にて発送する。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和元年5月27日(月)まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札に関する質問

(1) 入札参加資格に関する質問

ア 受付期間 公告の日から令和元年5月20日(月)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和元年5月23日(木)

エ 回答方法 電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 受付期間 令和元年5月29日(水)から令和元年6月4日(火)まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和元年6月10日(月)

エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和元年6月18日(火) 午前10時00分

郵送による場合は、令和元年6月17日(月)の午後5時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。

(2) 入札及び開札の場所 セーフティちば 6階会議室

(3) 入札方法 総価で行う。

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法 別記落札者決定基準に基づき、入札価格の評価である「価格点」に企画提案書の評価である「技術点」を加算する総合評価落札方式を採用し、総得点(総合評価点)の最も高い入札者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

9 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

別記 落札者決定基準

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

「次期救急情報共有システム開発業務委託」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、次期救急情報共有システム開発業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）で示す機能や性能などの要求事項に対する回答書（以下「企画提案書」という。）の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

(2) 本書の位置付け

本書は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者に対して、技術点及び価格点を付与し、次期救急情報共有システム開発業務委託の落札者を決定するための基準を定めるものである。

2 審査・評価機関等

(1) 審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、本市が設置する次期救急情報共有システム開発業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 審査・評価の方法

審査委員会は、企画提案書が仕様書及び企画提案書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

3 評価項目及び最高点

企画提案書の評価である技術点の評価項目及び最高点と、入札価格の評価である価格点の最高点については、表1のとおり設定する。

表1 評価項目及び最高点

評価項目		最高点	比重	
技術点	1	取組方針	30	3%
	2	業務実績	30	3%
	3	実施計画	30	3%
	4	個人情報の保護、セキュリティ管理	30	3%
	5	機能要件（9項目）	270	27%
	6	機能強化	50	5%
	7	システム連携	30	3%
	8	システム更新	30	3%
	9	自由提案	100	10%
	10	運用・保守費用	200	20%

小計			800	80%
価格点	11	入札価格	200	20%
合計			1,000	100%

4 技術点の評価及び算出方法

(1) 目的

本市が設定した提案項目について、本調達を目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

(2) 評価方法

ア 設問1から9に対する技術提案について、表2に基づき提案項目単位に絶対評価し、評価点を付与する。

表2 設問1から9に対する評価点

評価の目安	評価点
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
劣っている	2点
非常に劣っている	1点
機能無し又は記述無し	失格

イ 設問10に対する技術提案について、見積価格に応じて、評価点を付与する。

なお、本項の評価方法は、公開しない。

(3) 算出方法

設問ごとの重要度に応じて「1」から「10」までの重みを設定する。この重みに、前記(2)の評価による評価点を乗じた値を得点とし、設問ごとに算出した得点の合計値を技術点とする。ただし、各設問における個々の配点については公開しない。

5 価格点の算出方法

入札価格に応じて、0点から200点の価格点を付与する。

なお、価格点の算出方法は、公開しない。

6 落札者の決定方法

(1) 前記4で算出した技術点と前記5で算出した価格点の合計が最も高い入札者を落札者とする。

(2) 技術点と価格点の合計が最も高い入札者が2者以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。

- ① 技術点が高い者を落札者として決定する。
- ② 技術点及び価格点が同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。
- ③ 技術点及び価格点が同点かつ入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札

者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

- (3) 入札者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する